

京 都 市 建 築 審 査 会

平 成 2 3 年 度 第 1 回 会 議 議 事 録

1 日 時：平成23年4月15日（金）

午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所：京都会館 第一会議室

3 出席者

【委員】

巽会長，濱田会長代理，藤田委員，前田委員，湖海委員，関川委員，黒澤委員

【建築審査会事務局】

西澤建築指導部長，佐藤建築指導課長，林道路担当課長，山本建築審査課長，初井建築安全推進課長，門川担当係長，吉田企画基準係長，山名田道路第一係長，足立道路第二係長，北岡道路台帳整備係長，池田係員，小山係員

【傍聴者】

なし

4 議題

(1) 建築審査会事務局員の指名（京都市の人事異動に伴う事務局員の変更）

(2) 議事録の承認及び次回会議日程について

ア 平成22年度第11回会議の議事録の承認

イ 次回会議日程について

(3) 同意案件に関する審議

名勝白沙村荘庭園における「倚翠亭」及び「憩寂庵」の再現について

(4) 包括同意案件に関する報告

京都縦貫自動車道における高速道路料金所等の増築に係る道路内建築物許可について

(5) 同意案件に関する審議

建築基準法第43条第1項ただし書許可（2件）

（専用住宅：山科区1件，共同住宅：伏見区1件）

(6) 包括同意案件に関する報告

建築基準法第43条第1項ただし書許可（3件）

（専用住宅：上京区1件，山科区1件，伏見区1件）

(7) 包括同意案件に関する報告

建築基準法第43条第1項ただし書許可（1件）

（専用住宅：山科区1件）

5 公開・非公開の別

一部公開（公開・非公開の別は次のとおり）

・公開：上記の議題（1）～（4）及び（7）の審議に関する会議

- ・非公開：上記の議題（5）及び（6）の審議に関する会議

6 審議内容

(1) 建築審査会事務局員の指名（京都市の人事異動に伴う事務局員の変更）

結果：承認

(2) 議事録の承認及び次回会議日程について

ア 平成22年度第11回会議議事録の承認

結果：承認

イ 次回会議日程について

次回の建築審査会会議を平成23年5月13日（金）の午後1時30分から京都会館で開催することとした。

(3) 同意案件に関する審議

名勝白沙村荘庭園における「倚翠亭」及び「憩寂庵」の再現計画

ア 議案の概要

建築基準法第3条第1項第4号に基づく、名勝白沙村荘庭園における「倚翠亭」及び「憩寂庵」の再現計画について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

議案番号	申請場所	申請者	用途
1	京都市左京区浄土寺石橋町36番1他	財団法人 関雪記念財団 理事長 橋本 眞次	茶室

イ 審議の結果：同意

ウ 審議の概要

委員：国の補助はどれくらいあるのですか。

処分庁：2分の1は国の補助で、事業者である財団法人関雪記念財団が、残りの2分の1を負担することとなっています。

(3) 包括同意案件に関する報告

京都縦貫自動車道における高速道路料金所等の増築

ア 報告の概要

建築基準法第44条第1項第2号に基づく道路内建築物許可に係る京都縦貫自動車道における高速道路料金所等の増築について、処分庁から、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、許可した旨の報告を受けた。

報告番号	申請場所	申請者	用途
平成22年度 623	京都市西京区大枝沓掛町15番地 の15（一部）他	西日本高速道路株式会社 関西支社 支社長 芝村善治	高速道路料金所等

イ 報告の結果：了承

ウ 審議の概要

委員：入口と出口で料金所の長さが違うのは何故ですか。

処分庁：確認しておきます。入口は長く、出口は短くなっていますので、何らかの理由

があると思いますが、今は把握していませんので、次回の審査会で御報告させていただきます。

委員：次のページの斜線の部分に、建築限界を示すとありますが、これはどのような意味ですか。

処分庁：道路構造令で、車道や歩道については建築限界というものが定められており、歩道については高さが2.5メートル、車道についても、4.5メートルという基準がありますので、それを確保していることを示すものです。

委員：車が安全に通行できる空間があることを意味するということですか。

処分庁：はい。まずは今回、大枝インターについて道路内建築物許可をしておりますが、今後、事業が進むにつれて、春日インターと西山トンネル電気室についても、同じように申請が出されることとなります。

(5) 同意案件に関する審議

建築基準法第43条第1項ただし書許可（専用住宅：山科区1件、共同住宅：伏見区1件）

ア 報告の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、審議を行った。

議案番号	申請場所	申請者	用途
9001	京都市山科区	(個人)	専用住宅
9002	京都市伏見区	(個人)	共同住宅

イ 審議の結果：同意

ウ 審議の概要

(9002号について)

委員：74番地の持主から、教育委員会が学校の用地として一部買い取ったということですか。

処分庁：はい。もともと、申請者はこの一帯で農業をされていたようです。この学校は、昭和22年からありましたが、校舎を増築するにあたり、教育委員会が申請者の敷地の一部を購入したということです。

委員：76番地の所有者との間では、特別な話があるのでしょうか。74番地の方は、教育委員会と話し合って、セットバックが一方後退ではなくなりましたが、76番地の方は、どうなるのでしょうか。

処分庁：74番地、76番地、125番地が今回の申請敷地となります。南側についても、教育委員会はすべて中心後退をしていくという話になっています。空地周辺状況図に書いてある通りの後退方法で、教育委員会も同意をしています。

(6)及び(7) 包括同意案件に関する報告

建築基準法第43条第1項ただし書許可

(専用住宅：上京区1件、山科区2件、伏見区1件)

ア 報告の概要

建築基準法第43条第1項ただし書許可について、建築審査会の包括同意基準に適合してい

たため、処分庁が許可したもの。

報告 番号	申請場所	申請者	用途
平成22年度 1025	京都市上京区	(個人)	専用住宅
平成22年度 1026	京都市山科区御陵岡ノ西町71番 地の20	株式会社 ゼロ・コーポレーション 代表取締役 金城一守	専用住宅
平成22年度 1027	京都市山科区	(個人)	専用住宅
1001	京都市伏見区	(個人)	専用住宅

イ 報告の結果：了承

ウ 審議の概要

(1027号について)

委員：9-1ページから協定の資料が添付されていますが、このようなものは珍しいですね。

処分庁：市内では2箇所しかありません。ここは、昭和50年代に開発されたところで、開発業者がこの道路を所有していましたが、開発後に、住民に無償で所有権を譲り、当時から住民による管理がされてきた経緯があります。43条ただし書許可をする際に、協定を結べば許可が円滑に進むと御説明したところ、積極的に取り組んでいただき、その結果、このような協定が結ばれたというものです。

委員：このような協定があると、突出を防ぐのに良いと思います。

処分庁：今後、他でも展開できれば良いと思います。

会長：京都市としては、そのような協定が締結されているものをピックアップして台帳でも作成していただけると良いと思います。今後、協定を大いに奨励していくにあたり、良い例として参照できる台帳があると良いと思います。

(1025号について)

委員：この土地は誰の所有ですか。

処分庁：相国寺の土地となっています。正確に言うと、相国寺の財産管理をしている萬年会というところが所有しています。

(1026号について)

委員：7ページのところの土地の形ですが、曲がったようになっていますが、何か理由があるのですか。

処分庁：すぐ右側の家が、さらに右の道路に面している敷地となっており、現地では、曲がって敷地境界が作られています。何故曲がっているのかは分かりませんが、隣との関係で、現状、このようになっているということです。

7 その他

8 閉会

京都市建築審査会

会長 巽和夫